


所管部課	都市建設部 下水道課	部長	田辺 康弘			
件名	東大和市下水道条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市下水道条例施行規則				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税法等の一部を改正する法律による地方自治法の改正に伴い、東大和市下水道条例の一部を改正する。 地方公共団体の歳入等についてスマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができる環境整備を図ることを目的として、指定代理納付者制度に代えて、指定納付受託者に地方公共団体の歳入等の納付に関する事務を行わせることができるしくみ（以下「指定納付受託者制度」という。）を導入しようとするものである。 <p>(1) 主な改正点 指定代理納付者制度から指定納付受託者制度に移行することに伴い、指定代理納付者の根拠であった改正前の地方自治法第231条の2第6項から指定納付受託者の根拠である新地方自治法第231条の2の3第1項に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和4年1月4日（経過措置あり）</p> <p>(3) 影響及び効果 法令改正の内容に沿った対応が図られる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過、国の動向）</p> <p>(1) 令和2年12月21日 令和3年度税制改正大綱閣議決定</p> <p>(2) 令和3年3月26日 地方税法等の一部を改正する法律参議院本会議において可決成立</p> <p>(3) 令和3年4月1日 地方自治法等における指定納付受託者制度の導入について（総務省自治行政局長通知）</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料の徴収事務については、東京都水道局に委託している。 （東大和市公共下水道使用料徴収事務の事務委託に関する規約及び同規約の実施細則） 文書課において審査済み。 						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和3年第4回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。